

公費解体・撤去のお知らせ

公費解体を申し込まれた皆さまへ

◆ 解体撤去に必要な準備 ◆

電気・ガス・水道・浄化槽維持管理などの停止手続き、浄化槽汚泥、し尿のくみ取りなどの手続きは、解体工事着工前に済ませておいてください。

解体家屋の中にある廃棄物（可燃物、不燃物、プラスチック製品など）や貴重品など必要な家財は、回収しておいてください。特に通常のごみ出しで出すことができるものは事前に片づけをお願いします。

回収した廃棄物は地域の収集場所に出すなどの適正な処分をお願いします。

- ※ 通常のごみが大量に残っていた場合、解体工事期間が長くなることが予想されますので、ご協力をお願いします。
- ※ 家屋内残存物の搬出にあたっては、安全に十分注意して作業してください。
- ※ 解体時に回収できない主なもの：タイヤ、消化器、農薬、農事用ビニール、ブラウン管テレビ

◆ ご近所の方々への周知 ◆

家屋等の解体は、騒音や振動を伴った大掛かりな工事となります。

工事着手にあたっては、近隣の住民の方へ、前もって「解体工事が始まる」ということを、周知され、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、解体や撤去にあたり、隣接地の掘削や立ち入りが必要となったときは、隣接地の所有者が同意した旨の書類の提出が必要となります。

**一日も早い復旧復興のため、
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。**

問い合わせ先 飯山市役所 移住定住推進課
☎ 0269-62-3111（内線 258）